

新型コロナウイルス感染症に伴う離職理由の特例が終了します

新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「2類相当」から「5類」に移行する方針が令和5年1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定されました。

本方針の決定を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から離職した場合に特定受給資格者となる特例や、新型コロナウイルスの影響で事業所の休業やシフトが減少したこと等によって離職した場合に特定理由離職者となる特例について、令和5年5月7日を以て終了します。

詳細は以下をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から離職した場合の特例

現行の特例（令和5年5月7日まで）

本人の職場で感染者が発生したこと又は本人若しくは同居の家族が基礎疾患を有すること等、妊娠中であること若しくは高齢であることを理由に、**感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合、特定受給資格者**となり、基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります。



令和5年5月8日以降に離職した方

特例の終了に伴い、**特定受給資格者には該当しなくなります。**

※傷病等による離職や、妊娠、出産、育児による離職の場合、特定理由離職者となる場合があります。詳細は最寄りのハローワークにお尋ねください

新型コロナウイルスの影響で事業所の休業やシフトが減少したこと等によって離職した場合の特例

現行の特例（令和5年5月7日まで）

新型コロナウイルスの影響で事業所の休業が継続した場合やシフトが減少した場合において、**概ね1ヶ月以上、労働時間が週20時間を下回った又は下回ることが明らかになったことにより離職した場合、特定理由離職者**となり、給付制限期間がなくなる場合があります。



令和5年5月8日以降に離職した方

特例の終了に伴い、**特定理由離職者には該当しなくなります。**

■お問い合わせ先

各管轄ハローワークへご相談下さい。



新型コロナウイルス感染症に伴う失業認定及び受給期間の特例が終了します

新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「2類相当」から「5類」に移行する方針が令和5年1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定されました。

本方針の決定を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から原則4週間に1回ハローワークに出頭する失業の認定についての郵送認定の特例や求職活動実績の特例、職業に就くことができない状態が30日以上続いた場合の受給期間の延長に係る特例について、**令和5年5月7日を以て終了します。**

詳細は以下をご覧ください。

①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での認定を認める特例

現行の特例（令和5年5月7日までの認定日）

本人又は同居の家族が高齢（概ね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること等及び妊娠中であることを理由に感染予防等の観点から来所を控えたい旨の申出があった場合には例外的に郵送での証明認定による失業の認定が認められます。

令和5年5月8日以降の認定日

特例の終了に伴い、令和5年5月8日以降の認定日について、ハローワーク来所による失業の認定が必要となります。

※新型コロナウイルスにご本人が感染した、又は親族が感染し看護が必要となったため認定日に来所できない場合は認定日の変更が認められる場合があります。詳細は最寄りのハローワークにお尋ねください。

②新型コロナウイルスの影響で求職活動が実施できなかった場合の特例

現行の特例（令和5年5月7日までの認定日）

郵送での認定を認める特例対象者であって、感染を懸念する等の理由により、求職活動が行えなかった方については、求職活動実績の基準を適用せず、アンケートの提出によって失業の認定が認められます。

令和5年5月8日以降の認定日

特例の終了に伴い、前回の認定日から今回の認定日の前日までに原則として2回以上の求職活動実績が必要となります。

※求職活動実績と認められる活動については、「雇用保険受給資格者のしおり」を参照いただくか、最寄りのハローワークにお尋ねください。

③新型コロナウイルス感染症の影響により30日以上職業に就くことができない場合の特例

現行の特例（令和5年5月7日までに職業に就くことができない期間が始まった方）

原則として、雇用保険の基本手当を受給できる期間は離職した日の翌日から1年間ですが、新型コロナウイルスに感染した、同居の家族等が感染した、感染が疑われる、感染拡大防止の観点からハローワークへの来所を控えたい、新型コロナウイルス感染症の影響で子の養育が必要となった等の理由によって30日以上職業に就くことができない日があるものとして受給期間の延長の申出をした場合、当該職業に就くことができない期間を受給期間に加えることができます（最大3年）。

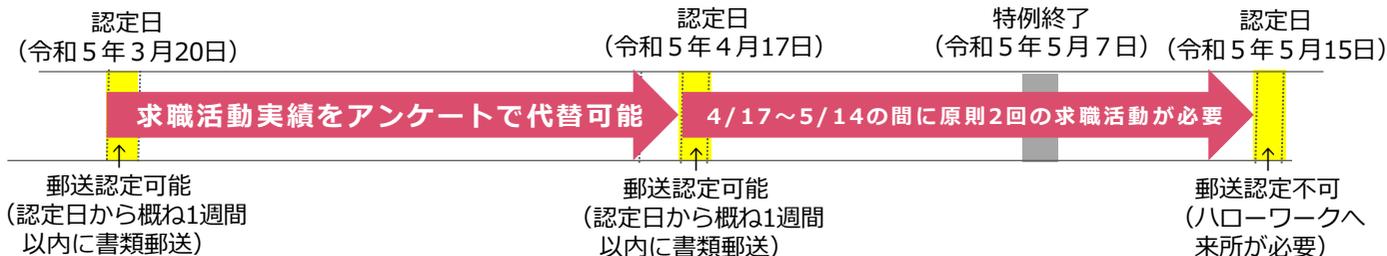
令和5年5月8日以降に職業に就くことができない期間が始まった方

特例の終了に伴い、受給期間の延長の対象にならなくなります。

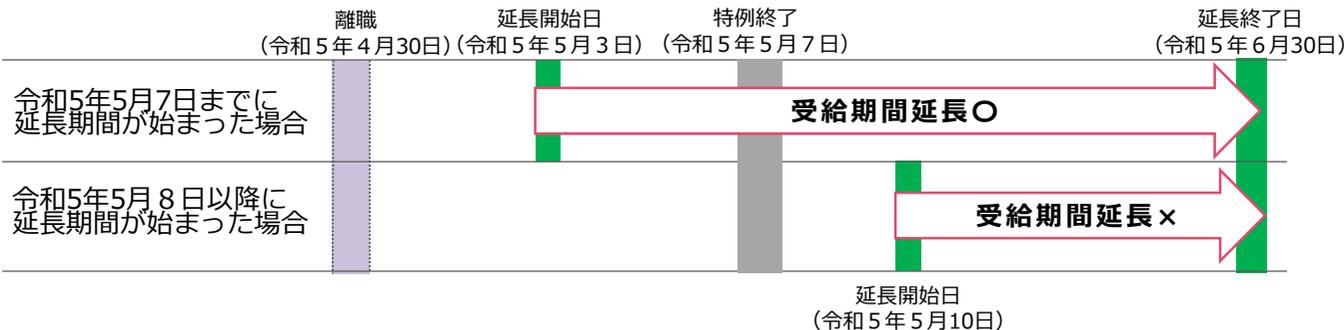
※ご自身が傷病等により30日以上継続して職業に就くことができなくなった場合や、常時介護が必要な家族がいる場合、通常受給期間の延長が適用できる場合があります。詳細は最寄りのハローワークにお尋ねください。

特例廃止の例

例①：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での認定を認める場合



例②：新型コロナウイルス感染症の影響により30日以上職業に就くことができない場合 ※通常の受給期間の延長が適用できない場合



■ お問い合わせ先

各管轄ハローワークへご相談下さい。